

令和 8 年第 1 回
利根町議会定例会会議録 第 4 号

令和 8 年 3 月 9 日 午前 1 0 時開議

1. 出席議員

1 番	篠 塚 敦 君	7 番	新 井 邦 弘 君
2 番	山 崎 敬 子 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	本 谷 孝 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	佐 藤 眞 一 君	1 0 番	船 川 京 子 君
6 番	峯 山 典 明 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	山 崎 誠一郎 君
教 育	長	海老澤 勤 君
総 務 課	長	松 本 浩 睦 君
政 策 企 画 課	長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課	長	木 村 宜 孝 君
防 災 危 機 管 理 課	長	齊 藤 秀 樹 君
税 務 課	長	鈴 木 壮 君
住 民 課	長	渡 辺 泰 幸 君
福 祉 課	長	服 部 豊 君
子 育 て 支 援 課	長	松 永 重 生 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所	長	山 田 博 子 君
生 活 環 境 課	長	雑 賀 正 幸 君
保険年金課長兼国保診療所事務長		古 山 栄 一 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長		大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課	長	藤 波 勝 君
建 設 課	長	北 澤 忍 君
会 計 課	長	本 谷 幸 洋 君
学 校 教 育 課	長	清 水 敬 子 君
生 涯 学 習 課	長	亀 谷 英 一 君

指 導 課 長 石 井 康 之 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	大 越 聖 之
書	齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

令和8年3月9日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

日程第3 議案第2号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

日程第4 議案第3号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

日程第5 議案第6号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第6 議案第7号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第13号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第11号）

日程第8 議案第14号 令和7年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第15号 令和7年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第16号 令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第17号 令和7年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第18号 令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第19号 令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第6号）

日程第14 議案第20号 工事請負契約の締結について

日程第15 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号
日程第3 議案第2号
日程第4 議案第3号
日程第5 議案第6号
日程第6 議案第7号
日程第7 議案第13号
日程第8 議案第14号
日程第9 議案第15号
日程第10 議案第16号
日程第11 議案第17号
日程第12 議案第18号
日程第13 議案第19号
日程第14 議案第20号
日程第15 休会の件

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問について確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは反問する旨宣言し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてたずすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、インターネット配信も行っておりますので、地方自治法第132条の規定を遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。通告順に質問を許します。

9番通告，10番船川京子君。

〔10番船川京子君登壇〕

○10番（船川京子君） それでは、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

最初の質問は、利根町家庭ごみ思いやり訪問収集について。

町では、平成30年12月から利根町家庭ごみ思いやり訪問収集を実施し、高齢者や障害を

お持ちの方など、自ら家庭ごみを排出することに困難さが伴う方の御自宅をごみ収集業者が訪問して、ごみを収集する事業を行っています。利根町家庭ごみ思いやり訪問収集実施要綱には、対象世帯として次のように記載されています。

1, 介護保険被保険者証の要介護状態区分が認定1以上で、65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯, 2, 身体障害者手帳を有し、2級以上の等級に認定された肢体不自由、または視覚障害のある一人暮らしの障害者世帯、そして3, 1, 2で掲げる高齢者及び障害者のみで構成されている世帯、以上のように御利用いただける対象者に制限はあるものの、利用者にとっては大変にうれしい福祉サービスであると認識をしています。

しかしながら、急速に進む町の高齢化などに伴い、多様化する現場では対象拡大やサービス内容の見直しを求める声など、ニーズもまた変化してきていると感じています。

例えば、玄関から一步外へ出するのに大きな勇気を奮い起こさなければならないなどの精神的な課題をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。また、御利用される対象世帯として単身世帯に特化されている部分もありますが、現場に即して考えると、支援を必要とされる方が必ずしも単身世帯に限定されてはいないと感じています。御高齢で要支援の方と要介護の方の御夫婦であっても、ごみ集積所にごみを持ち込むことに著しい困難さが伴う方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

また、精神的な支援を必要とする御家族と要支援や要介護の方が生活をされている御家庭など、多様化する現場における支援を求める声を見過ごしてはならないと感じています。

これらの助けを必要とする一つの小さな声を反映させるために、例えば実施要綱に、町長が認める者などの一文を加える等の対応も考えられるのではないのでしょうか。対象世帯から外れてしまう方にも寄り添える、優しく柔軟な対応をお考えいただきたいとお願いいたします。

そこで、利根町家庭ごみ思いやり訪問収集における対応について、これらの現場の状況を踏まえ、今後の町の取組に対する見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 船川京子君の質問に対する答弁を求めます。

生活環境課長雑賀正幸君。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、船川議員の御質問にお答えいたします。

当町では、平成30年12月から利根町家庭ごみ思いやり訪問収集事業を実施しており、高齢者や障害をお持ちの方々が自ら家庭ごみを排出することが困難な場合に、ごみ収集業者が直接御自宅に訪問し、収集を行う事業を実施しております。

この事業は、高齢者などの日常生活の負担を軽減し、福祉的な配慮を必要とする方々の生活の質を向上させることを目的に実施をしております。

家庭ごみ思いやり訪問収集事業の対象世帯は三つございまして、一つ目が、介護保険法第19条第1項の規定による要介護認定を受け、要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項に規定する要介護1、

要介護 2，要介護 3，要介護 4 又は要介護 5 のいずれかに該当する 65 歳以上の単身世帯，二つ目が身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受け，身体障害者福祉法施行規則，別表第 5 号に定める視覚障害又は肢体不自由の級別が 1 級又は 2 級である単身世帯，三つ目が，一つ目と二つ目のみで構成されている世帯となっておりま

す。

議員御指摘のとおり，急速に進行する高齢化社会の中で，これらのニーズは変化をしており，現行の要綱では対応が難しいケースも存在すると思います。このような状況を踏まえ，今後はより柔軟で戸別のニーズに対応できるよう，家庭ごみ訪問収集事業の対象世帯の見直しを検討してまいります。

今後現場の声をしっかりと反映し，より多くの方々が安心して生活できるような支援をしてまいります。

○議長（大越勇一君） 10 番船川京子君。

○10 番（船川京子君） 町としても現場のニーズに対する対応をお考えいただいているという姿勢は感じられました。今の課長のお答えの中で，柔軟な対応と戸別のニーズに対する，すみません，言葉が書き取り切れませんでしたけれども，その対象世帯の見直しもしていくという，そのようなお答えをいただきましたので，すみません，もう少し，今，お考えになってる対応の範囲の中で発言可能な部分で結構ですので，検討内容の具体的な説明を伺えればお願いします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長雑賀正幸君。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それではお答えをいたします。

これから検討させていただきたいと思いますので，具体的にこうだというのは，この場では御回答のほうは控えさせていただきたいとは思いますが，先ほども申し上げましたとおり，現在の要綱は，要介護認定 1 以上，あとは身体障害者手帳の視覚障害と肢体不自由の 2 級以上となっております。介護保険法には，要介護認定のほかにも要支援の方もおられますし，身体障害者手帳も 1 級から 7 級ございますし，また聴覚や平衡機能，音声言語機能などの機能障害もございます。

また，障害者手帳には身体障害者手帳のほかにも療育手帳，精神障害者保健福祉手帳もございますし，これらの制度内容を確認するとともに，現場の声が反映されるように今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 10 番船川京子君。

○10 番（船川京子君） 課長も現場の状況はよく御存じであるということを確認させていただいたように思います。私は，何も実施要綱に町長が認める者の一文を何が何でも加えていただきたいということではなく，現場のニーズに応じていただけるような要綱を考えていただくことが，また，町にとって望ましい要綱を検討していただけることが最も有

効なのかなと考えております。

先ほど、最初の答弁の中で要介護状態区分の認定が1から5までのお話をされましたけれども、現実問題として、要介護2、3の方のお一人暮らしというのは、かなり難しいというか、負荷がかかるのが現状だと思います。これはある意味、現場とは、こういう表現が必要なのだと思うのですけれども、そんな印象を持ちました。そこで、このサービスを御存じない方も現実にはいらっしゃる、少なからずいらっしゃると思っています。

そこで、利用対象者となる方への周知及び町民の皆様への広報は、どのような対応をされているのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長雑賀正幸君。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それではお答えをいたします。

周知の方法といたしましては、広報とねで掲載をしましてお知らせをしております。また、毎年福祉課のほうでケアマネジャーの協議会を行っておりまして、その後に研修会をするのですが、研修会の際にお時間をいただきまして、家庭ごみ思いやり訪問収集の事業内容のほうを説明させていただいております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 10番船川京子君。

○10番（船川京子君） なかなか広報とねを御覧になって受け止めていただける方ばかりとは限らないとは思いますが、ケアマネジャーの研修の中で伝えていただけているということ、これは大変に望ましい対応だと思います。なかなか介護2以上の方は、介護1の方からなのですから、ケアマネジャーにかなりお世話になって、御自分では申請も難しい現状だと思います。そんな中で、この対応は大変望ましい取組をしていただいているなという印象を持ちました。

そこで、もう1点お尋ねしたいのですが、この事業は、利根町家庭ごみ思いやり訪問収集、これは燃えるごみ、燃えないごみと瓶などのリサイクル品については対応をいただいていると思いますが、粗大ごみについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長雑賀正幸君。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それではお答えをいたします。

家庭ごみ思いやり訪問収集事業は、議員おっしゃるとおりなのですが、燃えるごみと燃えないごみ、資源物について対応しておりまして、粗大ごみは対象外としております。粗大ごみの取扱いにつきましては、この訪問収集事業だけではなくて、全体的な見直し等も、今検討をしております。令和6年3月にごみ処理の基本計画を策定いたしました。計画なのですから、ごみの発生排出抑制及び廃出されたごみの収集運搬、中間処理、最終処分の適切な処理や循環型社会の構築を目指し計画を策定したわけなのですけれども、その計画の中で粗大ごみについても触れられておりまして、戸別収集方式への検討をすると

いう形になっておりますので、今後、戸別訪問収集の課題とかにつきましても検討いたしまして、廃棄物の減量推進の審議会で協議をしながら検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 10番船川京子君。

○10番（船川京子君） 全体的な見直しの中で、なかなか家庭ごみの対応が難しい御家庭にも光を行政のほうから当てていただいて、審議会でまた審議をしていただく、そのような流れになること自体が私は望ましいと感じました。

この粗大ごみなのですけれども、話が別の方向にちょっとだけ行くのですけれども、今、瓶の対応をコンテナを前日の昼間に設置して、翌日回収という対応をしていただいていると思います。これは、多くの高齢者の方のみならず、若い子育て世代の方も、あのコンテナを2週間自分のうちに置いて朝持っていくというのは大変なエネルギーを必要とすることだったので、コンテナも大変大きく、ある程度五つ、六つとなると重さも出ます。これは粗大ごみもそうだと感じているところでございます。

課長の答弁で、支援を求める方たちに対して日常生活の負担の軽減と生活の向上を目指しているという、今、そのようなお答えをいただきました。また、本定例会の初日に大先輩から一般質問の中で、困っている人、弱い立場の人に手を差し伸べるという御発言を伺って、私はすごく共感をいたしました。こういったことの大切さを政治の役割と実感をいたします。どうか、家庭ごみ思いやり訪問収集に対する対応を優しく柔軟にお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ペットボトルキャップ回収運動について。

ペットボトル回収運動、通称エコキャップ運動とは、キャップを分別収集してリサイクル業者に売却し、その利益で世界の子供たちにワクチンを寄附することができ、また、近年では減少してはいるものの、高齢者支援にもつながる車椅子を寄附することもできる社会貢献活動です。さらにはキャップをごみとして焼却せずリサイクルすることで、CO₂削減、環境保全にも寄与することができます。

エコキャップの売却益は、NPO法人世界の子供たちにワクチンを日本委員会（JCVC）などを通じて開発途上国の子供たちを支援することができます。約850個のキャップで約20円のポリオワクチン1人分が寄附でき、誰でも気軽に始められるSDGs活動として大きな広がりを見せてきました。

このエコキャップ運動は、子供から高齢者まで身近にできるSDGs活動であり、SDGs 17の目標のうち、特に目標3にある「すべての人に健康と福祉を」、また目標12「つくる責任、つかう責任」として広く実施されています。

町として調査、研究対象及び今後の検討課題にと期待をするところですが、エコキャップ運動に対する町の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長雑賀正幸君。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それではお答えをいたします。

ペットボトルキャップ回収運動、通称エコキャップ運動でございますが、身近にできる持続可能な開発目標（SDGs）活動として、先ほど議員がおっしゃっておりましたとおり、特に目標3、目標12に貢献するものとして注目をされております。ペットボトルのキャップのリサイクルを通じて、環境保全だけでなく貧困層の子供たちへの支援にもつながる点が、多くの地域で実施される理由となっております。

当町においても、エコキャップ運動を実施することは地域住民の皆様が協力して行える活動であり、環境保護や社会貢献の面でも非常に有利であり、また、SDGsの推進に向けた取組としても適切であると考えます。

具体的な実施に向けた課題としては、キャップの回収場所の確保やキャップを洗浄してからの投入、住民への啓発活動が挙げられますが、今後関係課と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 10番船川京子君。

○10番（船川京子君） 今、課長にお答えいただいたように、課題がないわけではないと思います。多くの自治体で実施される中、今おっしゃったように、キャップの洗浄の問題とか、持ち込める場所が遠方であったりとか、様々なこともあるかと思いますが、今、スーパーでも盛んに取り組んでいる現状があると思いますので、町としても検討課題にのせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問へ移らせていただきます。

3番目の質問で、男性へのHPVワクチン接種費用助成について。

この男性へのHPVワクチン接種費用助成については、令和6年第1回定例会でもお聞きいたしました。令和6年当時、町としては任意予防接種の助成は難しいと判断しており、今後は国や他の自治体の状況について情報収集を行いながら、その動向を注視していくとの見解を示されました。

この2年間で男性へのHPVワクチン接種に対し、全国及び茨城県内で近隣自治体の動向、また、個人の考え方や認識にも変化が見られると感じています。そこで、改めまして、現時点における町の見解をお聞きしていきたいと思います。

国では、子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するHPVワクチン定期接種の対象は女性のみですが、厚生労働省では、男性への接種も2020年12月、9歳以上を対象に承認し、2023年8月からは定期接種化の検討を始め、国の審議会では議論が継続されており、前向きな姿勢を示しています。

しかしながら、現時点では任意接種のため、必要な2回もしくは3回分の費用は総額約6万円から10万円が目安となり、全額自己負担です。専門家は、HPVワクチンを男性に

接種することで、肛門がんや尖圭コンジローマ、陰茎がん、また男性の罹患率が高く、増加傾向にある中咽頭がんなどから男性を守り、さらに将来のパートナーへの感染を防ぐという二つの意義を示しています。さらに、接種済みの人が多いほど集団免疫効果が生まれ、社会全体の感染率は下がると指摘をしています。また、近年では、男性の助成制度を創設する自治体が徐々に広がりを見せ、茨城県でも導入自治体が増える中、お隣の龍ヶ崎市、河内町でも既に実施されています。

さらに、前回の質問の折にも申し上げましたが、予算的には実施している自治体の状況を対象年齢の人口比率から見ても、さほど大きな金額にはならないと考えます。制度を創設することで、若者や保護者の方たちが自分を大切にし、自分の大切な人たちを、また自分を大切に思ってくれる人たちを大切にすることに強く意識をお持ちいただく一助にもなるのではと考えています。

このような背景の下、男性へのHPVワクチン接種費用助成に対する町の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 保健福祉センター所長山田博子君。

○保健福祉センター所長（山田博子君） それではお答えいたします。

男性へのHPVワクチン接種につきましては、令和2年12月に4価のHPVワクチンの前駆病変を含む肛門がん及び尖圭コンジローマの予防に対する適応拡大が承認され、令和7年8月には、9価のHPVワクチンにおいても4価同様の薬事承認がされたところでございます。

また国におきましては、HPVワクチンの男性接種の定期接種化の検討もなされており、自治体独自で行う任意接種の助成につきましても、令和6年から全国的に実施する自治体が増えていることを把握しております。

県内におきましても、令和6年に3自治体が、令和7年度には4自治体が接種の助成事業を開始している状況と把握しております。

これらの状況を踏まえまして、当町におきましては、国における定期接種化に向けた動向を注視するとともに、先行で実施している自治体の状況を把握し、事業実施について適切に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 10番船川京子君。

○10番（船川京子君） 大変に分かりやすく、町の方角性を示してくださったと思います。

そこで、これを実施するかはともかくといたしまして、もちろん、ぜひ当町でも実施をお願いしたいとは考えているところですが、この男性へのHPVワクチン接種に対する町長の認識というか、どのようにお感じになっていらっしゃるのか、男性へのHPVワクチン接種に対する町長の印象をお答えいただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 御質問ありがとうございます。

このワクチン、周り、近隣、あんまりやってるところはないのですが、今、先ほどの答弁にもありましたように、国の動向をまず見てみるということで、HPV、男性だと先ほど船川議員がおっしゃった中咽頭がんとか肛門がんとか、そういったところに効果があるということで、なかなかよく聞くがんではないとは思っているのですが、かかったら大変だということなので、これは私の持論になりますが、本来であれば女性で言う子宮頸がん、前に保険が利かないで、15年ぐらい前に民主党政権になったときに民主党と当時の野党だった自民党のほうで、特に女性の議員が中心となって、長崎の方が印象深いのですが、自分でも発病してた方で、その人が中心となって、どうにか国のほうでやるようになって、今や女性の方が子宮頸がん、いっぱい予防接種のこともあるし、早期の発見もあるということで、非常に命を救っていると考えております。

そういった意味からしても、国のほうでやっていただければ一番助かるのですが、国のほうでもできない場合は、できる限り、あんまりまだ始まったばかりで、その予防に、かかっている人も少ないのですけれども、そういったものも全体的に総合的に見て前向きというか、命を守ることですから考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 10番船川京子君。

○10番（船川京子君） 町長にも有効性を認識していただき、今、前向きという御発言もありました。確かに国のほうとしても定期接種を考えているという現実もありますので、有効性はしっかり伝えさせていただき、もちろん担当課は全て承知の上のことだと思いますので、ぜひとも調査、研究をし、いい方向に向かっていただくことをお願いいたしまして、4番目の質問に移らせていただきたいと思います。

公共施設の運営について。

昨年6月、旧文小学校跡地に健康増進等複合施設とねふれあいプラザがオープンし、同じく旧文間小学校跡地に利根町総合教育センターが開設されました。町には、利根町文化センター、利根町生涯学習センター、布川地区コミュニティセンター、利根町図書館などの公の施設があり、これまでも多くの町民の方や町外の方にも御利用いただけてきました。これらの施設は、担当課の尽力もあり、健全な運営、維持管理がされていると認識をしています。

しかしながら、町の規模やこれからの人口推移、財政等、また時の縦軸、将来に向けた環境の予想される変化、そして状況の変化を感じる横軸等、全体観に立って考えるとき、これら全ての施設を将来的に今後も運営していくには課題も見えてきているのではないかと感じます。それぞれの運営、維持管理に係る費用や稼働率、利用率、職員の配置など総体的に鑑みると、今後の方向性を真剣に検討しなければならない時期を迎えているとも感

じています。

町では、公共施設を将来的に、ある程度現状を維持しながら運営をされるのか、また、方向性を見直しにも検討の余地があるとお考えなのか、町の見解をお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） 現在、町に設置されております公共施設の在り方につきましては、その設置に至る背景や必要性に基づきまして、それぞれ整備されているものと認識しております。

しかしながら、社会構造や住民ニーズの変化に伴い、既存の公共施設を維持し続けることにつきましては、財政状況の悪化につながる可能性もございます。

当町におきましては、外国人転入者を除きますと実質的に継続的な人口減少が進んでおり、人口に対する公共施設の数が過剰になることも予想されます。公共施設を運営、維持するためには当然その経費が発生いたしますので、施設に対するニーズや費用対効果を考慮し、時代に合わせた公共施設の維持に向け、総合的に判断をする必要がございます。

当町におきましては、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、令和4年3月にその一部を見直し、反映させました改訂版を策定しており、公共施設の今後の方向性を示しているところでございます。

しかしながら、当初の策定から年月が経過していることに加えまして、当時は学校施設でございました旧文小学校のとねふれあいプラザや、旧文間小学校の総合教育センターを計画に追加する必要があるほか、旧すこやか交流センターの廃止内容も含めまして、全体的な見直しが必要であると考えております。

また、同計画におきましては、公共施設の統廃合等の推進方針を示しておりまして、限られた財源の中で、これからの公共施設等は町民サービスを提供する機能は維持しながら、施設そのものの規模は適正化し合理的な管理が求められることや、施設の集約化や複合化を検討するとの方針を示しております。

これらのことを十分に踏まえ、町の状況に合った公共施設の配置、維持運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 10番船川京子君。

○10番（船川京子君） 単刀直入に確認させていただきたいのですが、町民サービスを維持しながら集約、複合、これは具体的に言うと、もうちょっとここの部分、具体的に発言していただいていいですか。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） 現在の町の公共施設につきましては、先ほど船川議員が御質問の中で述べられたとおり、利根町文化センター、生涯学習センター、布川地区コミュニティセンター、図書館、保健福祉センター等の施設もございます。また、そこに新たに加わりましたとねふれあいプラザと総合教育センターというのがございます。施設に対する

町民サービスが提供、何かの施設を廃止したことによって町民サービスがそこで停滞したりとか、なくなってしまうということは非常にまずいことですので、そういった貸館機能であったり、文化芸術に対する提供の場であったり、そういったものは最低限といたしますか、町民のニーズに応えられる部分は維持しながら、過剰となった部分につきまして整理、統合を検討したいということで述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 10番船川京子君。

○10番（船川京子君） すこやか交流センターから社会福祉協議会が健康増進等複合施設に移動したことは、私はとても支持をしています。あの建物もかなり老朽化してますし、何かいい形になったらいいなというのはずっと思っておりまして、こういう部分はよかったかと、ある意味得策だったと思っはいるものの、先ほど課長が、設置に至る背景には必要性に応じて設置をしてきたと、このような発言がありました。一番新しいところで、健康増進等複合施設と利根町総合教育センター、具体的にどのような必要性に応じて設置をされたのですか。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） それではお答えいたします。

まず、とねふれあいプラザにつきましては、健康増進等複合施設ということで、メインは健康増進を図る施設ということで、施設のほう議員も当然御覧になっていると思いますので、中身のほうはよくお分かりになっていると思うのですけれども、当時設置するに当たりまして、そもそものスタートにつきましては、小学校の統廃合に基づく跡地利活用というところから始まっていると思います。跡地の利活用をするに当たりまして、当然あそこは旧東文間小学校と同じ市街化調整区域内の立地という形になりますので、当然用途のほうは制限されるということでございまして、旧東文間小学校の跡地がなかなか決まらないという背景もございましたので、当時は町直営の施設ということで何か利活用できないかということで整備されたという経緯を私のほうでは認識しております。

その中で、従来保健福祉センターのほうで行っていた健康増進の事業等につきましても、さらに拡大、実施するというようなニュアンスで健康増進等複合施設のほうを設置された。また、そこに複合ということでございますので、地域住民のコミュニティー機能であったり、eスポーツベースであったり、あと子育て環境の充実ということでキッズスペースの設置だったということで設置されたものではないかなということで、私のほうでは認識しております。

また、総合教育センターにつきましても、町の教育行政に携わる、そういった研修等を一体的にできる施設ということで当時は整備されたのではないかなということでお話のほうは伺っておりますけれども、どちらにしろ、今の町の状況に合わせて整備させていただいた部分でございます。当然、今の時点ではそういった施設を維持運営することで、特段

大きな負担になると、直接負担になるということにつながると考えているのですけれども、先ほど初めの答弁で御説明させていただいたとおり、今後、ますます人口が減ってくるというような状況になった場合に、この人口に対してこの施設数ではどうなのかという話になってくると思います。そういった場合には既存の施設の、当然維持できればそれが一番いいのでしょうけれども、過剰となった施設については、整理、統合していくというような形でございます。

○議長（大越勇一君） 10番船川京子君。

○10番（船川京子君） この二つの施設が設置されることに関しては、時の流れの中で、私も今の立場で関わらせていただきましたので、よく理解をさせていただいてるつもりです。ただ、その方向性が決まるときや決まってからの対応については、何度かこの議場でも質問事項に取り上げさせていただいた記憶があります。

今、課長から、現時点において直接負担になるものではないと、そのような発言がありました。そうでしょうか。やはり、この二つの施設に特化しているわけではなく、全体的な部分なのですけれども、今定例会の予算の中にも、LED化にしなければならないということで、そちらにも多くの予算をつぎ込まなければならなくなりました。また、これまでの流れの中で、文化センターだったと思うのですけれども、式典の対応が電気系統の事故によりできなくなったというようなこともあったかなと思います。

このように、老朽化に対する保守点検、維持管理も見ていかなければなりません。今回の予算書、私も一通り目を通しましたが、具体的な数字はここで申し上げませんが、これだけ全ての公共施設と利用率等を考えたときに、直接的な負担にならない状況なのかなと大変に危惧をしております。統合していただくことが必ずしも得策かどうかは分かりませんが、保健福祉センターの健康を維持するための事業が一部健康増進センターのほうに移行しました。これも私は望ましい対応だったと思います。であるならば、そういった形で早急に方向性を定めて、現状をある程度維持しながらということよりも、方向性を見直しに力を入れていくことのほうが町にとってプラスの方向に行くのではないかなと、そのように考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） 先ほどの私の答弁で、船川議員のほうにちょっと誤解を招く発言をしたのかなと思うのですけれども、今年度の予算編成に当たりまして、その二つの施設に対する経費等が大きな財政負担にはならないという旨で申し上げたのですけれども、今後、将来的な部分につきましては、当然ほかの施設と同じように維持補修とか管理経費が積み重なってきます。毎年の維持管理経費、ランニングコスト、光熱水費であったり、その施設の維持に係る点検業務であったり、そういった部分に加えまして、二つの施設、改修直後でございますので、改修した部分につきましてはすぐにどこかが壊れるというようなことはないと思うのですけれども、全体的な部分で見た場合に、その施設に加えま

して、ほかの施設につきましても、令和8年度の予算で各改修事業を上げさせていただいておりますけれども、全体的な部分で見た場合に、ここの施設で幾らかかってくる、ここの施設で幾らかかってくるというようなものを積み重ねた場合に、現状、新たに加わりましたとねふれあいプラザと総合教育センターも含めまして、全体の施設の維持費が膨らんでくるということは予想されます。そういった部分を含めまして、全体の利用率であったり、利用ニーズであったり、そういったところを含めて、この施設は例えばある程度大きな金額をかけて改修して維持していくことが得策なのか、それとも類似施設を統合して、修繕をせずに施設を統合したほうが将来的には安定するのではないかという、そういった部分も含めまして、次回の総合施設管理計画の中で盛り込んでいきたいなということで考えてございます。

○議長（大越勇一君） 10番船川京子君。

○10番（船川京子君） 今の課長の答弁の後半の部分は、強く支持をさせていただきたいと思います。

しかしながら、実際に令和8年度の当初予算でさほど大きな影響がなかったのかと考えると、その辺は私は疑問を残さざるを得ないと思います。これまでに、健康増進等複合施設においては、当初、町外から人を呼び込む、そして、にぎやかに町をにぎわす、で、最初の1年目は全て無料でもうどんどん町民の方に来ていただく、そういう方向でインクルーシブ遊具の提案型質問をさせていただき、その方向でということで視察等にも出向いてくださったと記憶をしております。

また、旧文小学校の体育館も大変な老朽化の中、計画を予算化していただき、修繕の方向に検討していただいて、その後の方向は、またこれからのことだと思いますけれども、そういった部分を見ると、この4月からは健康増進等複合施設のほうは有料になります。これまでの実績を踏まえて、今後の展開というのはある程度予測がつく状況ではないかと思います。その上で高齢化が進む中で、文化センター、生涯学習センター、布川地区コミュニティセンター等、御利用いただいている方も高齢化をされて、同じサークルの中でも次のメンバーがなかなか入ってこない、そういった現状の中で教育施設も教育に力を入れる町ということで、あのような大きな施設の中で教育の質の向上を目指し、きめの細かい対応をしていただくために、そのような対応をされたと認識をしております。

しかし、先ほどの課長の答弁の後半の部分、そこはしっかりと、本当にその部分は真剣に、もうここ数年間が計画を立てていくにはすごく大事な時期なのではないかなと感じております。その意味で公共施設全体に関して、これは公園も道路もみんな含まれる部分だと思います。その中でも特に公の施設、個々の対応を真剣に、あくまでも町民の皆様の税金ですから、その部分をお願いしたいと思います。

そこで、もしかしたら最後になるかもしれませんが、町長が御就任されて7か月、8か月、その間に全体的にお忙しい中、いろいろな部分を見てくださったと思います。この公

共施設の全体的な運営，維持管理，保守点検等も含め，今後の展望，対応をどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） そうですね，多目的ホール，とね複合施設等々，これから本格的に動いていくのですが，あまり利用してる人が思ったよりは多くないというところが現実でございます。

そして，今回，ふれあいプラザのほうではいろいろなイベントを計画しております。そこでどのぐらいの来客というか，その辺も見込んでおりますので，結論から言いますと，そういった状況を見て，これを残すべきか，それとももう少し改良して違うことをやるべきか等々を考えて対応をしていきたいと思います。人が来ないのにお金をかけたから，もったいないからずっとすぐやめるわけにいかないとか，そういったものではなくて，その優先順位をしっかりと見極めて，手を入れるところは入れていくということを考えていきたいと思います。

それと，ほかにも今おっしゃったように，一番困っているのがLED化なのです。文化センター，それと図書館，ふれあいプラザもそうですし，コミュニティセンター，そういったものがありまして，特に蛍光灯が駄目になってしまうと，ざっと町長に就任しましてその概算を出したところ，約3億円ぐらいあります。それを一挙にはできないので，優先順位，プライオリティーをつけて，今対応しているところでございます。

そして，今回の文化センターのほうは，多目的ホールは今年度やるということで予算を計上してございます。そして，文化センターは，当初，再来年度設計という形だったのですが，文化センターですのでいろいろなイベントがありまして，夏にもし停電になってしまったり，前回もありましたが，停電になってしまったり，空調とか，そういったものがあつた場合は，もうあの暑さの中では何にも使えないだろうと，すぐに工事をできるように形にはしていこうではないかということで，今回設計料を計上しました。

そういった部分もあつて，優先順位をしっかりと見極めながら，これからお金の配分をやっていききたいと思っております。さっきも言いましたが結論から言いますと，必要であれば使いますし，必要でなければと，その判断をしっかりと見極めて，やるべきところはやると，また議会のほうにも御相談させていただきますが，そこはずるずるというか，何も手をこまねいて時間を経過するということは私はやりたくございませんので，またその際は相談させていただくつもりでございます。よろしくお願いします。

○議長（大越勇一君） 10番船川京子君。

○10番（船川京子君） 町長の町のかじ取りに対する判断，それに対しては，ある程度支持はさせていただきます。しっかりと見極めてお決めになるということです。ただ，これは一つ一つ町民の方の税金なのです。要するに町の一般財源なのです。ということは，やっぱり町民の方の思いもしっかり受け止めて，急ハンドルが切れない部分も必ず出てく

と思います。そういった部分も大切にしながら、かつやるべきときは、今、御発言があったようにやっていただきたいとも思いますので、公共施設全体が町の活性化につながり、いい方向に行き、難しいかもしれませんが、かつ町民の方々にも喜んでいただける、この３点セットがそろえば一番いいのですけれども、その方向を目指すかじ取りを町長にお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君） 船川京子君の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時10分とします。

午前 1 0 時 5 6 分休憩

午前 1 1 時 1 0 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の日程に入る前に、議員各位に申し上げます。

質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。

よって、会議規則第57条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。

また、同条３項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

○議長（大越勇一君） 日程第２，議案第１号 令和７年度利根町一般会計補正予算（第８号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は１名です。

６番 峯山典明君。

○６番（峯山典明君） 議案第１号 令和７年度利根町一般会計補正予算（第８号）の専決処分について伺います。

質疑、最初に３点伺います。

歳出についてです。

物価高対応子育て応援手当支給事務システムサポート委託の中の積算根拠、人件費や作業工数は妥当なのか、また、既存システムを運用している特定業者との随意契約である場合、他社比較ができない中で価格の妥当性をどのように判断されたのか。

二つ目に、システムサポートを委託したことで、窓口や電話での相談対応に充てる職員のリソースは具体的にどの程度確保できたのか、委託による費用対効果をどのように評価されているのか。

最後三つ目に、申請不要の完全プッシュ型なのかどうか、以上伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長 松永重生君。

○子育て支援課長（松永重生君） それではお答えさせていただきます。

令和7年度一般会計補正予算（第8号）、8ページの款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、委託料99万7,000円につきまして、積算根拠につきましては、国からの仕様書により、支給に伴う町での仕様書に基づいて支給対象者、今後の見込まれる対象者への案内通知等の作成等、支給に関してのサポートを精査した結果、妥当と判断して契約を締結しております。また、価格についても妥当と判断しております。

②のシステムサポート委託にしたことについてのことでございますけれども、委託したことによりまして、他の業務や並行して通常の児童手当業務を進めることができました。費用対効果につきましては、子育て応援手当が子育てをする世帯へ速やかに給付できることにより、物価高騰に対応できていると思われれます。支給につきましては、3月13日を支給としております。

また、申請不要の完全プッシュ型なのかということなのですが、基本的には令和7年9月30日を基準にプッシュ型で支給ということなのですが、一部公務員の方と、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた方については申請が必要となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 2回目の質疑になります。

まず1点目、一番最初に御質問しました価格の妥当性、これ妥当だと判断しているということなのですが、その判断材料、こちらもう少し詳しく御説明できれば伺います。

そして最後3番目の質問の中での、対象者何名か恐らくいたと思うのですが、その方たちは今回問題なくできたのかどうか、以上2点伺います。

○議長（大越勇一君） 子育て支援課長松永重生君。

○子育て支援課長（松永重生君） それではお答えいたします。

妥当性の材料でございますけれども、これも国のほうの仕様書に基づいて、うちのほうの対象者等を比較しまして、妥当ということで判断しております。

また、公務員の方等には、こちらから対象者には通知をしております、いついつまでに申請してくださいよということで通知しております。また、その通知した後に生まれた方については、うちのほうで妊娠届とか、そういう出生届とか来た方には随時案内したりとかしておりますので、問題ないと思います。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第1号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につ

いてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第1号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第3、議案第2号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

8番井原正光君。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

令和7年の9月議会、また令和7年の12月議会、それから今回の議会ということで予算が流れてきております。この財政、要するに繰越明許費というのは、財政運営する上で大変重要な手続なのです。ですから、その手続を軽々しく扱ってはいけませんので、ここで質疑をするものであります。

まず、繰越明許費というのは、御存じのように年度内に支出が終わらない見込みのあるものというふうにされてます。で、ただそれだけではなく、それには確かな理由がなくてはなりませんと、そういうふうに明記されております。今回1度繰越明許費をしたものの、さらに繰越明許費の補正ということになっていきます。その理由は何なのかとお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑に対する答弁を求めます。

農業政策課長大越正博君。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越正博君） 4ページの繰越明許費の補正でございますが、12月の定例会において解体工事費の繰越明許費を計上した際、本来工事監理業務委託料も合わせて計上すべきでしたが、失念してしまいました。申し訳ございません。

また、解体工事等を分けて発注した残置物処理業務委託につきまして、作業は既に終わっておりますが、マニフェストの書類が整うまで期間を要し、年度内の完了が見込めないため合わせて計上したものでございます。

○議長（大越勇一君） 8番井原正光君。

○8番（井原正光君） これは、はっきり言って予測可能なというか、事務手続の誤りだよ。工事費を明許費にして、その工事費を管理監督する業務を置き去りにしたというのは、もう明らかな事務手続のミスなので、こういうことは今後ないようにひとつお願いし

たい。その辺、課長から答弁願いたいと思います。

○議長（大越勇一君） 農業政策課長大越正博君。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越正博君） そうですね、課内でもよくチェックし、このようなことが起きないように注意いたします。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第2号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第2号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第4、議案第3号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第3号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第3号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第5、議案第6号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 議案第6号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑いたします。

今回の改定により、令和7年度及び令和8年度以降、町全体の人件費総額は、具体的に幾ら増額する見込みなのか。

二つ目に、財源確保をどのように考えているのか。

三つ目に、今回の改定では若年層に重点を置いた配分となっておりますが、近年の利根町における若手職員の採用状況や離職率の推移に照らして、この改定が優秀な人材の確保と定着にどの程度の効果を発揮すると分析しているのか。

最後四つ目に、新たに駐車場利用料金の支給を設けることとなっておりますが、これは民間企業や近隣自治体との比較においてどのような水準にあるのか、また、町内居住者との公平性について、町はどのように整理をしているのか、以上4点伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） それではお答えさせていただきます。

まず、給与改定に伴う令和7年度人件費増額分についてでございますが、一般職及び会計年度任用職員の増減額の合計は、総額4,301万6,000円の増でございます。

次に、令和8年度以降の給与改定に伴う増減分でございますが、こちら一般職及び会計年度任用職員の増減の合計は、総額3,390万9,000円の増でございます。こちらは令和7年度当初予算人件費と、令和8年度当初予算人件費を比較しての数字でございます。

続きまして、財源確保については、この後財政課のほうから御回答させていただきます。

③若年層の重点に置いた配分なのですけれども、特に分析等はいたしてはおりませんが、ここ数年、採用の際には民間企業や他市町村との併願受験により、合格後に採用辞退や、採用後におきましては転職を理由に若年層の離職が身受けられます。その中には、他市町村への自治体への転職もございます。また近年、民間企業においては初任給を含む給与水準の大幅な引上げが行われているのが実態です。若年層に重点を置いた改定を行い、処遇の改善を進めることで、人材獲得競争において競争力を高めることができ、採用職員の確保や離職率の低下につながると考えております。

続いて、駐車場の件なのですが、民間企業との比較でございますが、人事院の職種別民間給与実態調査の調査結果によると、民間では従業員の自己負担が生じないように駐車場を確保している事業者が約7割となっており、従業員が自ら利用料を支払って外部の駐車場を利用している19.4%の事業所においても、従業員の自己負担を軽減するため、その利用料に対して29.9%の事業者が通勤手当を支給しており、その支給額の中央値は5,000円という結果が示されております。近隣自治体につきましては、今回の改正が新規

の支給内容ですので比較はしておりません。町内居住の職員との公平性ではございますが、あくまで実費支給であるため、公平性は保たれていると考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） では、私のほうからは、2点目の財源確保の部分につきまして財政課のほうよりお答えさせていただきます。

今回の人事院勧告に基づきます職員の給与改定の財源確保でございますが、一般的には特別会計の一部、人件費以外の部分につきましては、一般財源において手当てすることとなります。令和7年度につきましては、本定例会に上程しております議案第13号、利根町一般会計補正予算（第11号）における普通交付税の追加交付分の中に、給与費改定分といったしまして、ある程度の金額が算定されてございます。町の実質的な財政負担につきまして、こちらで軽減されていると考えております。

また、昨年度も人事院勧告に基づきまして給与改定が実施されておりますが、令和6年度と令和7年度、今年度の普通交付税算定におけます人件費に関わる部分の算定につきまして、令和7年度、今年度の算定に用いる数値が上積みされていることもございますので、令和8年度におきましても同様の措置となると考えられます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第6号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第6、議案第7号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 議案第7号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、まず4点質疑させていただきます。

まず一つ目に、今回の改定の根拠となっている国家公務員特別職の給与改定は、主にごのような経済指標や民間給与調査に基づいていると認識されているのか。

二つ目に、今回の改正によって、令和8年度において特別職の期末手当の増額分の合計は幾らになる見込みなのか、その財源はどこから捻出されるのか。また、その増額分をほかの住民サービスや福祉事業に充当した場合の予算規模と比較して、どのように評価されているのか。

三つ目に、一般職の職員の給与改定率と比較して、今回の特別職の改定率は均衡が取れていると言えるのか。

四つ目に、国（一般職）の給与が上がれば、自動的に町の特別職の給与も上がるという仕組みが定着しているように身受けられますが、町の財政状況や町民の所得推移といった町独自の指標を、今回の改定案の算定プロセスにおいて、町独自の実情を検討材料として一つでも組み込んだのかどうか、以上4点伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） それではお答えさせていただきます。

まず、①のほうなのですが、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の改正につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に伴い行っております。このことから、特別職のほうも職種別民間給与実態調査に基づいて行っていると認識しております。

続きまして、②のほうなのですが、増減額のほうなのですが、令和8年度において給与改定に伴う特別職の期末手当の増額は7万8,000円でございます。財源確保については先ほど同様、この後、財政課のほうからお答えをさせていただきます。

続いて、③になります。特別職が均衡が取れているかということなのですが、改定率の比較でございますが、一般職の期末勤勉手当の改定率は0.05月です。特別職の期末手当の改定率も0.05月となっており、国においても一般職の国家公務員の給与改定に伴い行っており、均衡が取れていると考えております。

最後に四つ目なのですが、町独自の実情などを検討材料としては特に組み込んではおおりません。従来より人事院を置かない利根町においては、独自に給与等を決定することは困難であることから、一般職と同様に特別職においても国の給与改定に合わせた改正を行っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、峯山議員の2番目の御質疑の後半の部分、財源の確保の部分についてお答えさせていただきます。

令和8年度予算編成における人件費につきましては、一般職、特別職、会計年度任用職員含めまして、今回の人事院勧告に基づく職員の給与改定分を考慮いたしまして計上してございます。予算編成に当たりましては、当然のことではございますが、御質疑の特別職の増額分を確保するために、特定の住民サービス、福祉事業等の予算を削減するようなことは行っておりません。また、先ほどの議案第6号の御質疑のほうでお答えさせていただきましたが、普通交付税の算定分につきましては、詳しい内容、まだ入ってきていないので、こちらのほうは不明でございますけれども、一般職、特別職、会計年度任用職員、職員全体を含めまして人件費改定分につきましては、一定額算定されてくるのではないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 2回目の質疑をさせていただきます。

利根町には、利根町特別職報酬等審議会条例というものがありますが、今回のように期末手当の支給率を変更する場合については、この審議会の意見聴取の対象とはしていないという整理なのか、また特別職の報酬水準全体との関係性をどのように考えて今回改正するのかという審議会との関係性について伺います。

○議長（大越勇一君） 総務課長 松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） こちらの特別職報酬審議会につきましては、あくまでも町独自のお考えのときに審議会を開くことであって、国のほうの制度改正に伴うときにはこちらは従来どおり審議会を開いてはおりません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

6番 峯山典明君。

〔6番 峯山典明君登壇〕

○6番（峯山典明君） 6番 峯山典明君でございます。議案第7号に対して、反対の立場で述べさせていただきます。

今回の改正は、国家公務員の制度改正に準拠し、町長、副町長、教育長など特別職の期末手当の支給率を定めるものと説明されております。

しかしながら、地方自治体は国家公務員と異なり、地域の財政状況や住民生活の状況を踏まえ、独自に判断することが求められる自治体だと考えております。国の制度改正、こちらに準拠するという理由だけで特別職の手当を改定するということは、もう少し慎重になるべきではないでしょうか。

また、先ほど利根町の特別職報酬等審議会条例、こちらは国の法令準拠に関しては違いますというお答えでしたけれども、やはり先ほど申しましたように、もう少し慎重なる審議というものが必要になってくるのかなと私は考えております。

こうした改定について、住民代表の意見を聞くことはとても大事なことでと考えております。検討の余地があるとともに、住民理解の下に決定されるべきものと考えことから、議案第7号に対して反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第7号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第7、議案第13号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光君。

○8番（井原正光君） それでは質疑いたします。

まず、今回交付税を全額積み立てることなのですけれども、この多額な積立てに至った理由、これは何なのかお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑に対する答弁を求めます。

財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） それでは井原議員の御質疑にお答えいたします。

減債基金への今回の積立ての原資につきましては、初日の補足説明でも申し上げましたが、普通交付税の追加交付分でございます。今回の補正におきまして、契約差金等によりまして財政調整基金への繰戻しが約3,000万円、基金現在高は5億6,000万円で、令和6年度末残高の水準を確保してございます。減債基金につきましては、今回の基金積立てによ

り令和6年度末残高と同水準となります。今回の普通交付税の追加交付分につきましては、臨時経済対策費分、給与改定費分のほかに、次年度普通交付税に算入される予定の臨時財政対策債償還分が前倒しで交付されております。この臨時財政対策債償還分につきましては減債基金に積立てを行い、次年度償還に備える旨通知をされているところでございますが、今回の補正による財政調整基金の現在高を鑑みまして、それ以外の追加交付分につきましても減債基金のほうへ積立てを行い、基金の残高のバランスを図ったものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑が終わりました。

次に、6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 今回、契約先の件での質疑が複数ございます。恐らく契約差金という説明になるのかなとは思うのですが、もう少しより具体的な説明が可能であればお願いいたします。

まず一つ目に、第2表について伺います。款4衛生費、項1保健衛生費、母子保健事業の国提示後に必要な作業と所要時間、住民への影響について伺います。

二つ目に、款5農林水産業費、項1農業費、利根立木地区の基盤整備事業計画見直しの理由について伺います。

三つ目に、款6消防費、項1消防費、防災費、防災施設費、県の防災情報NW衛星通信設備工事負担金、こちらが納期が遅れたということなのですが、その原因について。

四つ目に、今度は第3表です。債務負担行為の補正についてです。外国語指導講師派遣業務委託、こちらが3年想定したものが単年度に変更されておりますが、その理由について伺います。

続きまして、歳入についてです。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、児童手当負担金、当初負担割合の算出の誤りについて詳しく御説明を伺います。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、介護保険事業費の負担金、低所得者保険料軽減負担金対象者減の理由について伺います。

次に、款14国庫支出金、項2国庫補助金、総務管理費補助金、社会資本整備総合交付金について伺います。これは、定住促進助成分です。当初補助率21%を見込んでいたものが45%ということだったので、その理由について伺います。

続きまして、11ページ、防災・安全社会資本整備交付です。こちらは住宅耐震改修補助分になります。23万3,000円について、こちらの実績について伺います。

続きまして、歳入の12ページ、木造住宅耐震化支援事業費、こちらは住宅耐震改修補助分36万5,000円、こちらの実績について伺います。

続きまして、子ども自然体験交流事業参加料で、13ページです。5万5,000円、こちら

増えた人数とその増えた理由について。

続きまして、今度は歳出になります。

11ページの過年度障害者医療費国庫負担金返還金696万5,000円、交付分の返還とのことですが、返還額が大きくなった理由です。

続きまして、負・補・交になります。物価高騰対応重点支援給付金、こちら不足額の給付となっております。この未申請の件数をどのように捉えているのか。

続きまして、29ページの負・補・交、子育て支援団体補助金、こちらが当初見込みが2団体だったものが、実績として1団体になってしまった理由について伺います。

続きまして、保育所等補助金事業についてです。民間保育所等乳児保育事業補助金33万5,000円、こちらは利用数が増加したということなのですけれども、こちらの理由、把握されていたのかどうか。

続きまして、同じく歳出です。太陽光パネル設置助成事業、こちら申請件数どのように捉えているのか、空き家対策事業、こちらと同じです。申請件数について伺います。

続きまして、廃棄物減量推進事業委託料、資源回収運搬業務委託、こちらは先ほど申しましたように契約差金ということなのですけれども、もしそれ以上何かあれば詳しい御説明を伺います。

続きまして、農地費の利根西部地区基盤整備事業事業負担分金の確定、こちらです。金額が大きいのですが、これも契約差金なのかなと思いますけれども、より詳しい御説明があればお願いいたします。

続きまして、39ページの観光費、観光協会補助金127万円、事業実施の実績ということなのですけれども、詳しく伺います。

続きまして、同じく歳出です。教育研究指導費、総合教育支援事業、こちら水泳の指導民間業務委託になります。契約差金が出ておりますけれども、そのことによって指導の内容、委託内容について詳しく御説明を伺います。

続きまして、特別支援教育の支援員派遣事業になります。出勤日数、出勤時間によるものということだったのですけれども、190万円分減額するということで、その理由について伺います。

続きまして、47ページの総合教育センター管理事業になります。光熱水費、こちら130万円ということなのですが、常駐スタッフの人数、そして利用者、こちら1日にどのぐらいだったのか。

続きまして、45ページ、こちらの歳出です。学校ICT環境整備事業、そして小学校のICT環境整備事業、併せて中学校のICT環境整備事業、こちら三つ、処分や設定費用が購入価格に含まれていたということなのですけれども、これら全て一つのパッケージにすることでコストが不透明にはならないのか、こちらについて伺います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長松永重生君。

○子育て支援課長（松永重生君） それではお答えいたします。

令和7年度利根町一般会計補正予算（第11号）の2ページ目でございます。

第2表繰越明許費補正，款4衛生費，項1保健衛生費，母子保健事業につきまして，6月以降の国の運用開始に向けて改修作業をされていますが，標準レイアウト等の確認作業が年度内に完了されないため，繰越しするものでございます。また，住民への影響でございますけれども，これは影響はありません。

続きまして，10ページ，款14国庫支出金，項1国庫負担金，目1民生費国庫負担金，節4の児童手当負担金でございますけれども，当初の国の負担割合の単位誤りによるものでございます。

続きまして，29ページ，款3民生費，項2児童福祉費，目1児童福祉総務費，子ども子育て支援事業の負・補・交について，2団体だったのが1団体になった理由でございますけれども，一般募集や子育て関係の団体に事業の概要を説明してお声かけをしていたのですけれども，結果として1団体しか応募がなかったため減額としました。

また，次に，款3民生費，項2児童福祉費，目2児童措置費，保育所等補助金事業の負・補・交でございますけれども，民間保育所等乳児保育事業補助金の利用者の増加理由ですけれども，当初見込んでいたより1歳児の入所児童者数が増えたためでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 農業政策課長大越正博君。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越正博君） 2ページ繰越明許費，款5農林水産業費，項1農業費，利根立木地区基盤整備事業，事業計画の見直しの理由でございますが，費用対効果の観点から現在の状況では事業採択が難しいため，ハード面での計画変更や営農計画の見直しを検討しているところでございます。

具体的には，用水路，排水路の延長を短くできないか，ポンプ場の規模等の変更ができないかなどで，併せて営農面での高収益作物の導入等の検討でございます。

続きまして，歳出の37ページ，目5農地費，利根西部地区基盤整備事業費事業負担金1,507万5,000円の減ですが，県において基盤整備事業を実施しているほかの地区との事業の進捗により，事業費配分の変更によるものでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 県防災情報ネットワークシステム衛星通信設備工事負担金の繰越明許費でございますが，こちらの設備工事につきましては，茨城県が主体となり，県内全市町村及び消防本部が県に負担金を支出し，県において事業を進めていただいているものでございます。

御質疑の納期遅れの原因でございますが、県からの情報によりますと、当該システムの更新機器でございますが、財団法人自治体衛星通信機構が指定する機器でございますが、同様の更新を全国的に実施することから発注が集中しており、機器の調達が困難な状況であるためと伺っております。

また、遅れる間に想定される問題についてでございますが、翌年度に繰越しをしても、現在使用しているシステムで対応可能であることから、特に問題はないということで茨城県より回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 指導課長石井康之君。

○指導課長（石井康之君） 外国語指導講師派遣事業、3年から1年に変更した理由ですが、小中学校の児童生徒の英語力を向上させるために、近隣自治体の外国語指導講師派遣事業の状況を調査したところ、外国の自治体との国際交流協定を締結し、外国語指導講師を直接町で雇用する方式であれば国のほうから普通交付税措置が受けられるとのことで、現在利根町で行っている派遣業者を介しての派遣の場合よりも大幅に安くなるということが分かりました。普通交付税が適用できれば、同額の予算でも従来よりも講師の数を増やすことができるだけでなく、国際交流も行うことで児童生徒の英語力が向上し、町としての英語力向上に向けた取組になると考えました。

しかし、令和8年度から町雇用方式に切り替えるには、調査や検討の時間が不足したため、1年間は以前と同じ派遣業者からの派遣にしたためでございます。

なお、令和8年度に業者を選定し、令和9年度からは従来どおり3年を想定して実施予定でございます。

続きまして、水泳指導民間業務委託につきましてお答えいたします。

まず、減額の主な理由を御説明申し上げます。理由の一つとしまして、授業時間の変更がございます。予算計上の段階では、小中学校とも1回当たり120分の事業実施を計画しておりました。しかしながら、学校との打合せや業者の提案を踏まえ、児童生徒の体力を考慮すると120分の実施は難しいと判断いたしました。結果、入札の際には、小学校60分、中学校90分に変更いたしました。

加えて、業者の変更も要因の一つになってございます。予算計上の段階では、要件の該当する業者2者から参考見積書を取り、平均額にて計上したところでございますが、当初は令和8年度から実施できるかが不確定であったため、債務負担行為による事業実施ができず、入札は本年度5月でございました。入札前に参考見積書を依頼した業者のうち、1者から他校の授業を受け持つことになったため実施が難しいとの連絡がございました。その後、改めて近隣でお願いできる業者がないかを調査し、1者追加となった次第でございます。結果、追加業者が落札となり、減額となりました。そのため、一つ目の御質疑である341万8,000円は大きいと思わないかにつきましては、様々な理由から大幅に減になった

経緯がございますので、適正な金額であると考えております。

次に、二つ目の御質疑である委託内容についてお答えいたします。小学校は60分3回、中学校は90分2回の180分行い、指導内容としましては、学校の年間指導計画を基に実施いたしました。学年ごとの実施を基本としておりますが、小学校1，2学年については合同で実施いたしました。大きく4グループに分け、水泳指導の専門家が児童生徒一人一人の泳力に合わせた指導を行いました。グループは固定でなく、その都度、泳力に合ったグループに移動することで、より適切な指導を実施しました。

三つ目の御質疑の金額によって内容に差が出ることはないかにつきましては、学校から年間指導計画を基に業者と学校で事前に打合せをした上で実施をしておりますので、内容に差が出ることはないと考えております。

次に、支援員の予算が出勤日数や出勤時間によるものとのことで190万円の減となったが、それで問題なかったのか、学校の都合で日数と出勤時間が減ったのかについてですが、出勤日数、出勤時間の減少による児童生徒への支援に関する支障などは、学校の支援員との相談の上、計画的に日程を組んでおりますので、特に問題はありませんでした。また、学校の都合によって出勤時間が減ったものでもございません。

次に、総合教育センター、光熱水費130万円、稼働率、常駐スタッフの人数、利用者は1日何人なのかにお答えいたします。

光熱水費138万円の減額に関しましては、開設初年度ということで、文間小学校時代からは利用人数も利用状況も異なるため、他施設の実績を基に計上したものでございますが、実際の利用実績から減額に至りました。なお、6月からの開設であったため2か月間は利用実績がなく、基本料金のみでございました。

稼働率につきましては、適応指導教室を学校の登校日と同日稼働しており、学校運営指導員による教員研修や学校運営協議会など、会議の開催場所として活用いたしました。また、夏休みや冬休み期間中には、児童生徒の自習スペースとしても活用いたしました。休憩スペースは、グラウンドゴルフを行っている地域の方々に御利用いただいております。常駐スタッフの人数は、指導課職員2名、会計年度任用職員3名の計5名が常駐しております。

なお、会計年度任用職員3名の内訳につきましては、適応指導教室3名、学校運営指導員1名、コミュニティ・スクール指導員1名の計5名がシフト制により勤務しております。

1日の利用者でございますが、今年度、適応指導教室に登録している児童生徒6名がそれぞれの心の状態により通級できる日に来館している状況でございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 福祉課長服部 豊君。

○福祉課長（服部 豊君） 歳入10ページ、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節5介護保険事業負担金、低所得者保険料軽減負担金、対象者減の理由で

ございますが、低所得者保険料軽減負担金は、所得段階が低い第1段階から第3段階の保険料の軽減措置分を国が2分の1を負担するものでございまして、対象者の減の理由は、前年と比較して被保険者の収入が増加したことにより、軽減措置に該当する所得段階の被保険者数が当初見込みより減少したためでございます。

続きまして、歳出23ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、自立支援医療事業の過年度障害者医療費国庫負担金返還金696万5,000円について、返還額が大きくなった理由でございますが、手帳の交付を受けた身体障害者の方で、その障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものでございます。この自立支援医療費は、健康保険適用後の自己負担に対して支給を行うものですが、生活保護の方の場合、健康保険に加入をしていないため、町が全額負担をいたします。今回の補正は、当初見込んでいた生活保護で透析治療が必要な方が年度途中でお亡くなりになったり、また、当初見込んでいた申請がなかったことにより返還が生じたものでございます。

続きまして、節19扶助費の障害児施設措置給付費につきましては、児童福祉法に基づき、主に療育施設などへの通所によって生活能力の向上のために必要な訓練、知識技術の習得、集団生活への適応などの支援を行うサービスに対し、給付を行うものでございます。今回の補正につきましては、利用件数、金額の増加に伴い計上したものでございます。令和8年度につきましては、今年度の状況を踏まえて、令和7年度当初より増額した額を見込んでおります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、社会資本整備総合交付金（定住促進助成分）の補助率が21%を見込んでいたのが45%となった理由でございますが、まず、当町におきましてはこの補助金を活用しまして、新築、建て替えなど、建築住宅を購入した方に対しまして助成をいたします新築マイホーム取得助成金、こちらのほうを実施してございます。この交付金につきましては、事業費の45%が補助されるものでございますが、昨年度、茨城県内におきましてこの交付金を活用する自治体が多く要望があったこと、また、定住促進分への割当てが少なくなり、事業費もしくは基準額、どちらか低いほうの45%ということになりまして、事業費に対する令和6年度の実績は21%ということではございました。

また、茨城県のほうから来年度、令和7年度以降につきましても定住促進助成分のほうの配分が少なくなる可能性が高いということもありまして、令和7年度当初予算につきましては、これを踏まえて21%で計上しておりました。令和7年度当初交付決定額は、事業費7,450万円のうち基準額が3,574万円ということで、決定額のほうが1,600万8,000円、大体事業費に対して21%ということではございましたが、昨年度12月の2回目の交付申請にお

きまして再度交付申請をさせていただいたところ、他の自治体で不用額が生じていることから、定住促進助成分につきまして再度配分がなされたため、今回、補助率45%満額を頂けたということでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

まず、歳入11ページの款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金の23万3,000円の増額、並びに12ページの款15県支出金、項2県補助金、目6土木費県補助金の木造住宅耐震化支援事業費（住宅耐震改修補助分）36万5,000円の減額補正につきましては、歳出の42ページにございます目1の都市計画総務費の委託料、木造住宅耐震診断業務委託及び負・補・交、補助金の木造住宅耐震補強補助金におけます事業費の実績確定に伴うものでございます。実績でございますが、木造住宅耐震診断業務委託につきましては、当初見込み10件のところ申請は5件、木造住宅耐震補強補助金につきましては、当初1件を見込んでおりましたが、申込みはゼロ件でございました。

なお、11ページにございます国庫補助金の防災・安全社会資本整備交付金につきましては、当初予算では、その上の行にございます社会資本整備総合交付金として計上をしておりましたが、計上項目に誤りがございまして、正しくは、防災・安全社会資本整備交付金であったため、今回、社会資本整備総合交付金（住宅耐震改修補助分）104万2,000円全額を減額補正いたしまして、新たに防災・安全社会資本整備交付金（住宅耐震改修補助分）に今回の確定額でございます23万3,000円を増額補正しております。

続きまして、39ページ歳出でございますが、款6商工費、項1商工費、目3観光費、観光協会補助金127万円の減額でございます。観光協会補助金につきましては、事業の確定に伴いまして127万円を減額補正するものでございます。内容といたしましては、例年、利根親水公園で実施をしておりましたTONE LOTUS FES. のイベントの開催方法を変更したこと、また当初予定しておりました二所ノ関部屋との連携事業が二所ノ関部屋との調整がつかず未実施だったこと、また、北方交差点に設置をしております看板のデザイン変更を行わなかったこと、観光パンフレットの印刷部数を削減したことなど、事業内容の見直し等により発生した余剰金127万円を減額補正するものでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長亀谷英一君。

○生涯学習課長（亀谷英一君） 13ページ、款20諸収入、項3雑入、目3雑入、節7雑入の子ども自然体験交流事業参加料5万5,000円増えた人数と理由についてでございますが、自然体験交流事業における参加費11名分の収入が増加したためでございます。

本事業につきましては、当初募集人数を30名としておりましたが、応募の結果、上野村において37名、婦恋村においては34名の応募があり、いずれも定員を上回る申込みでござ

いました。通常であれば抽せんにより参加者を決定するところですが、宿泊先等の調整も整い、より多くの児童に自然体験の機会を提供する観点から、応募者全員を参加対象としたものでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 税務課長鈴木 壮君。

○税務課長（鈴木 壮君） お答えいたします。

議案書24ページの物価高騰対応重点支援給付金、不足額の978万円の減額につきましては、令和6年度の定額減税実施に伴います調整給付に不足が生じた方への給付金でございます。対象者は2,067名、支給した方が1,880名、率にしますと約91%、期限内の申請がなかった方が187名、率にしますと約9%でございます。実績額が確定したことにより、減額補正をしたものでございます。

未申請が187件あった件数をどう捉えているかについてでございますが、事業の周知につきましては町の広報紙、広報とねや町の公式ホームページを活用し周知をしてございます。また、対象者には町のほうから封書で案内の通知も送付してございます。不足額給付の申請期限は今回、令和7年10月31日までとなっております。期限内に申請の提出がなかった場合には、制度上受給を辞退したものとみなしておりますので、そのように認識してございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長雑賀正幸君。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それではお答えをいたします。

33ページになります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費、節18負・補・交、太陽光パネル設置助成事業補助金175万8,000円の減額でございますが、住宅等に設置する太陽光パネルと蓄電池設置に対する補助金でございます。

理由につきましては、補助金交付額が決定しなかったことによるものでございます。当初は、住宅等に設置する太陽光パネル15件、蓄電池15件の補助金交付を見込んでおりましたが、実績は太陽光パネル4件、蓄電池が3件でございました。周知につきましては、広報とねや町公式ホームページに掲載しております。また、ハウスメーカーなどからお問合せをいただくこともあり、詳細をお伝えしております。

続きまして、空き家対策事業50万円の減額でございますが、空き家バンクの物件を購入または賃借された子育て世代に対する空き家子育て活用促進奨励金、空き家バンク物件を購入または賃借された場合の空き家リフォーム工事助成金でございますが、理由につきましては、こちらも申請がなかったため減額するものでございます。周知につきましては、町公式ホームページや所有者宛て納税通知に空き家バンク制度の補助金のお知らせを同封し、送付しております。また、空き家バンク登録物件の担当不動産業者に補助金制度の

内容を説明し、お客様へチラシの配布と御案内をお願いしております。

要因といたしましては、子育て世代でない方のお問合せや、また、空き家を利活用された方に対しての補助金でございますので、空き家バンクに登録物件が少ないことも補助金申請がない要因の一つと考えております。

次のページにまいりまして、款4衛生費、項2清掃費、目3廃棄物減量推進費、節12委託料、資源回収運搬業務委託259万円の減額でございますが、見積り合わせの結果の契約差金となったものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 学校教育長課長清水敬子君。

○学校教育課長（清水敬子君） 歳出45ページ、48ページ、49ページのICT環境整備事業について御説明いたします。

児童生徒が利用するタブレットパソコンの調達につきましては、令和7年第3回定例議会におきまして御承認をいただき、県の共同調達によって選定されたリコージャパン株式会社と契約を締結してございます。こちらの調達契約の中には、既存端末の処分業務、タブレット端末の設定業務、フィルタリングサービスの使用を含めた契約としたため、今回、当業務に関する予算の減額を行うものでございます。

契約の具体的な内容ということですが、タブレット端末本体価格が2,631万7,200円、内訳といたしまして、小学校が413台、中学校が310台、計723台、1台当たりの端末の価格が3万7,400円となっております。タブレット端末管理ライセンスのGoogle GIGALicense料が483万6,870円、内訳が1台6,690円の723台分、保護フィルム及びフィルムを貼付け費用が70万7,094円、内訳が978円の723台分、タブレット端末の設定費用が216万9,000円、内訳が3,000円の723台分、ネットワークに接続するための証明書配付作業が2校分で30万円、調達業者による茨城県内教育委員会共同調達版Chromebook活用パックが414万8,255円、内訳が6,595円の使用人数の629人分、小学校が359人、中学校が270人分です。操作研修実施費用が2校分で42万円、合わせまして合計税抜3,889万8,419円、税込み価格で4,278万8,260円となっております。

なお、既存の端末の処分費用につきましては、端末調達業者より無償対応の任意オプションの提案があり、当町が求める端末回収データの初期化、物理破壊、廃棄証明書の提出という内容を満たした提案であったため、オプションとして選択いたしました。

また、フィルタリングサービスにつきましては、Chromebook活用パックの中で、こちらにも任意の追加オプションで含めることが可能であり、端末処分同様に当町の求める機能を有するものであったことから、追加のオプションとして選択しております。

パッケージ化することでコストが不透明にならないのかというお尋ねでございますが、県の共同調達によって選定された調達業者との協議の中で、端末本体の調達からタブレットパソコンに対する各種設定、既存端末の処分までの単一事業者が一気通貫に行うことは、

事業の確実な執行と責任の所在の明確化に資するため、一括した契約とすることが可能か協議したところ、調達業者が履行可能な範囲での提案があったため、今回一括した契約とした経緯がございます。

コストの面につきまして、各事業を個別に執行した場合と比較してもトータルコストを低く抑えられておりまして、事業の確実な執行と適切な経済的な執行に資するものと考えております。

○議長（大越勇一君） 6 番 峯山典明君。

○6 番（峯山典明君） 2 回目の質疑になります。

1 点だけ伺います。学校教育課に伺います。

今の I C T 環境整備に関してですけれども、処分や設定費用を含めてオプションの話、これらは当初、最初予算化するときに、県から情報というものは流れてきていたのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 学校教育長課長清水敬子君。

○学校教育課長（清水敬子君） こちらの予算編成の時点で一括調達することはできなかったのかという御質問でよろしいですか。

予算編成時におきまして、県の共同調達において、端末の調達、端末の初期化設定業務、フィルタリングソフトの調達、既存端末の処分業務を一括で履行することが可能な事業者が選定されるかどうかは不明でございました。そのとき県のほうから調達の決定がされたのが、令和 7 年 3 月 26 日の決定で仕様書のほうをお示ししていただくことができましたので、当初予算を計上する時点では一括の契約ができない、見込めないような状況でございました。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

8 番 井原正光君。

〔8 番 井原正光君登壇〕

○8 番（井原正光君） 井原正光です。議案第 13 号 令和 7 年度利根町一般会計補正予算（第 11 号）に反対の討論をいたします。

利根町減債基金の目的及び積立額は、町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するために金額を基金として積み立てると、こういうふうになってます。今回、普通交付税 1 億 3,061 万 1,000 円全額を充てるものでございます。御承知のように、普通交付税は使途については自治体の自主判断に任せるということになっております。また、今、質疑で御説明いただきました説明では、この額は給与分も含む、あるいは償還分等も含まれているのです。また、一般財源サービス等の部分

についても含まれているということが分かりました。また説明の中では、今回この金額を積立てすると、令和6年度の減債額、積立額と同一水準になるということも分かりました。説明にあったように、いろいろな分野が含まれるということであれば、その用途に合った、サービスに合った額を案分して行政サービスに充てるべきだろうというふうに私は思っております。今さら申し上げるわけでもございませんけれども、交付税額が行政サービスを必要とする、需要額が必要とする自主財源を超える場合に補填されるということになっております。つまり、町が一定水準の行政アップを提供するために交付されるもので、それを全額基金に積立てすることに対して、私は反対をいたします。

今、町の抱えている問題、課題いろいろあります。近隣と比べて、行政サービスが私は低下してるというふうに思っております。ですから、少しでも抱えてる問題、少子化の問題、あるいは物価高の問題、いろいろ行政のサービスを向上させるために、その一部を使うべきであるというふうに私は思っておりまして反対するものであります。償還は、世代間の公平を課すもの、お金をためておく、これは必要です。長期の借入金の償還には大事なことだというふうに私も理解しております。将来の目標金額、これとよく精査して、減債基金係数等、これなどを参考にしながら毎年度一定額を積立てする、そういうふうな方向にしてほしいということの意見を申し上げて、反対意見とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

6 番 峯山典明君。

〔6 番 峯山典明君登壇〕

○6 番（峯山典明君） 6 番 峯山典明でございます。議案に対して賛成の立場から述べさせていただきます。

今回補正予算書は50ページ以上にも及ぶもので、一つ一つくまなく事業を見て数字を見てというのは、困難極めました。その中でも疑問点がありました。だからこそ今回質疑で28件もの質疑をしたわけでございますが、疑問点に関しては、今回質疑で全て答弁、納得できるものでしたので、今回、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第13号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を13時30分とします。

午後零時22分休憩

午後1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第8，議案第14号 令和7年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第14号 令和7年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって，議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第9，議案第15号 令和7年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第15号 令和7年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第10，議案第16号 令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第16号 令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって，議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第11，議案第17号 令和7年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第17号 令和7年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって，議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第12，議案第18号 令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第18号 令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第13、議案第19号 令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第6号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第19号 令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第6号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第14、議案第20号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） それでは、議案第20号について質疑させていただきます。

今回のこの工事請負に関してですけれども、令和8年2月24日に低入札に係る調査をした結果とあります。こちらの低入札について、詳しい御説明を伺います。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

低入札調査についてでございますが、補足説明でお話ししましたとおり、今回の入札におきましては、低入札調査基準価格を設定の上、執行してございます。当該基準価格につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づき国から発出されている指針に明記されているもので、ダンピングの防止により労働環境の保全や工事品質の確保等を目的としたものでございます。今回の調査におきましては、利根町低入札価格調査制度実施規程に基づいた資料を株式会社フルヤ建商に提出していただき、書類による調査に加え、聞き取りによる調査を実施し、協力業者へのしわ寄せや廃棄物の不法投棄等のおそれがないことを確認してございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑通告が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第20号 工事請負契約の締結についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第15、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日3月10日から3月17日までの8日間は、議案調査及び委員会審査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回、3月18日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時39分散会